

平成29年第4回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年4月10日(月)
午後3時00分 から 午後4時38分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 塚田 修彦 2番 平田 秀夫
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道
5番 小野 三幸 6番 大仁田 金次
7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員 (0名)
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第39号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
局長補佐 西川 文孝・主幹 瀬形 茂
7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午後3時00分

事務局

開会の前に報告致します。本日申し訳ございませんが、出張のため野田事務局長は欠席致します。
只今から平成29年第4回の農業委員会総会を開会致します。
まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

会 長

皆さん、こんにちは。新年度に入って第1回の農業委員会総会でございます。只今、ご挨拶をいただきましたように、今回人事異動がございまして、田中慎一補佐が税務住民課に転出、西川文孝補佐が福祉保健課から苓北町農業委員会に着任をされたところでございます。田中補佐には事務局として苓北町農業の進展に努力していただき、本当にありがたく感謝をしたところでございます。また西川補佐にも今後大変お世話になりますが、苓北町農業の発展のために委員皆様のご指導とご協力をよろしくお願いしておきます。今夜、歓送迎会を予定をしておりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございました。
本日は、・全員出席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。
どうぞよろしくお願い致します。

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、1番の塚田修彦委員さんと、2番の平田秀夫委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の西川氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長

それでは、日程第2. 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2. 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
3ページをお開き願います。整理番号1の案件につき説明致します。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は5ページから7ページに図示しております。
申請物件の表示は4ページに別表として記載のとおりです。苓北町都呂々の田、

9筆計5, 770㎡、畑5筆計2, 511㎡、合計14筆8, 281㎡です。
権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためとの
ことです。

事務局 議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断し
ております。
以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。只今事務局から説明がございましたが、この件
につきましては、贈与による所有権移転ということでございます。ご意見のある
方は、挙手をお願い致します。

1番 塚田委員 はい。本件につきましては、譲受人と譲渡人とは、親子関係になられまして、譲
渡人が高齢になられたので、譲渡人であります息子さんの方に譲られるというこ
とでした。現況は実際田んぼを作っておられまして、一部減反によって、センリ
ョウとかの作物を作っておられます。今回、譲り受けられましても、継続してつ
くられるということでございました。以上です。審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、
この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号1につ
きましては許可することに致します。

議長 続きまして、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、整理番号2の案件について、ご説明いたします。
8ページをお開き願います。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は10ページから17ページに図示しております。

申請物件の表示は9ページに別表として記載のとおりです。芥北町坂瀬川の畑、12筆合計7,099㎡です。

権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためとのことです。

議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましても、贈与による所有権移転でございます。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番
坂西委員

はい。本件につきましては、先程の都呂々の件と同様に、譲受人と譲渡人とは、親子関係で、果樹栽培をされており、譲受人さんは会社務めをされており、譲渡人さんは農業をされているということでございます。以上です。審議お願いします。

議長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。果樹農家さんですか。

5番
小野委員

整理番号1は、山の中でも耕作されているということでございましたが、ここの坂瀬川の案件もみんなみかんなりを作っておられるんですか。(枇杷の声あり) 枇杷を作っておられるんですね。

議長

よございますか。他にご意見ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございますので、整理番号2についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号2につきましては許可することに致します。

続きまして、整理番号3の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、整理番号3の案件について、ご説明いたします。

18ページをお開き願います。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は21ページから28ページに図示しております。

申請物件の表示は19ページから20ページに別表として記載のとおりです。苓北町坂瀬川の田3筆3, 161㎡、畑20筆5, 280.09㎡、合計23筆8, 441.09㎡です。

権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためとのことです。

事務局

議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましても贈与による所有権移転で、規模拡大ということでございます。ご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番
坂西委員

はい。本件につきましても、2番と同じように譲受人と譲渡人とは、親子関係で、高齢に伴い、息子さんの方に譲渡したいということでございました。本人さんも田んぼ・畑等の農作業に従事しておられます。以上です。審議お願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございますので、整理番号3についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号3につきましては許可することに致します。

続きまして、整理番号4の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、整理番号4の案件について、ご説明いたします。

29ページをお開き願います。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は30ページから31ページに図示しております。

荅北町上津深江の田、2筆で合計1,931㎡です。

権利の種類は売買による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためとのことです。

議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

2番
平田委員

はい。本件につきましては、当該土地は、譲受人が数十年前から譲渡人から水田を借りて稲作を行っていたということでありまして、ここに至って所有権を売買したいという旨の話でありました。31ページの図面を見ていただきたいと思います。譲受人の水田が隣にありますので、隣り合わせということもありまして、売買によって所有権を移転するということのようにあります。以上です。審議をお願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号4についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号4につきましては許可することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についての案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

33ページをお開き願います。整理番号1の案件につき説明致します。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、荅北町都呂々の畑1筆、面積は716㎡です。転用の目的は農家用住宅です。

転用しようとする理由の詳細は、「借受人は、平成15年頃宅地が手狭となったため、新たに宅地を探していた。申請地は町道に面した土地で利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地もないことから、申請地を農家用住宅として転用したい」というものです。

申請地は34ページから36ページをご覧いただきたいと思いますが、県道都呂々宮地岳線を登って、町道陰平線を約100m登った所の左側です。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。

申請箇所は農業振興地域の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1番
塚田委員

はい。申請地は、先程も説明ありましたが、旧木場小学校のすぐ上の方になります。譲受人は、以前他所におられたそうですが、こちらに帰って来られると同時に妹さん家族も帰ってこられるということで、自宅が手狭になるということもあり、隣接した土地に住宅を建てられたそうです。先程の3条の整理番号1で審議いただきましたが、その申請にあたって確認したところ、現地が農地となっていたために今回始末書を提出されまして申請をされたということでした。

議 長 はい、ありがとうございます。始末書を提出しての申請でございます。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

5番
小野委員 転用の目的が、農家用住宅となっていますよね。普通の住宅とは違うんですか。

事務局 個人用住宅と農家用住宅の2種類に分けてあるわけなんですけど、個人用の場合はただ住むだけということで、面積は500㎡以内に抑えてくださいということで指導がっております。この方の場合は農業されておりますので、1,000㎡まで大丈夫ということで、農家用住宅ということで申請されています。隣には農業用の倉庫もありまして、就農されるという形になっています。

議 長 農家用住宅となっていますね。

5番
小野委員 住みはさつとですか。住まいと納屋みたいなものがあるということですか。一棟でいっしょになっているということですか。

事務局 一棟といいますか、宅地の中にですね。

5番
小野委員 初めて農家用住宅という言葉聞いたものですから。例えば、家と田畑が離れてね。機械をなおすのが農家用住宅なのかなと思ってね。

事務局 宅地の中に、住まいと農業用機械をなおす倉庫もありますよということです。

議 長 住宅は、住まいもあって、農業用機械を入れる倉庫もありますよということですよね。

事務局 通常よりは、面積が広くても大丈夫ですよということです。

議 長

面積も716㎡ということで、十分な広さがありますよね。

1 番
塚田委員

実家が牛を飼っておられて、農機具なんかも申請地の横に置いてありますので、倉庫もいっしょになっているようです。

議 長

この件につきましては、始末書も提出してありますので、すでに出来上がっているんですよ。

1 番
塚田委員

かなり急勾配の土地でしてね。こんなに広いという感じなかったんですがね。

議 長

他にご意見はございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

続きまして、日程第4. 議案第39号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい。日程第4. 議案第39号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更についてご説明致します。

荅北町長から合議があっております。農業振興地域整備計画の策定又は変更をしようとするときは農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は農用地区域除外の申請があっており、農業委員会には除外した後転用できるかの可能性についての合議を求められております。

それでは、整理番号1の申請です。38ページをお願いします。

事務局

申請人は議案記載の社会福祉法人です。申請物件は39ページ別表のとおりです。田1筆253㎡、畑14筆6,566㎡、その他2筆519㎡です。施設の概要は障害者入所施設及び療養介護事業所です。申請理由は「申請地は国道に面する農地で、これまで露地野菜が耕作されていた。申請人は社会福祉法人で障害者施設を運営しているが、老朽化及び耐震化への対応のため、移転する土地を探していた。他に代替えとなる土地もないことから、申請地を障害者入所施設及び療養介護事業所に転用したい」というものです。場所及び概要につきましては40ページから41ページをご覧ください。審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。なお、申請地は、第1種農地ですが、農地法の運用についての第2の1のイの(イ)のdの(a)により、例外的に許可することができるとなっております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。これはすべて永野さんの所有地ですか。何人かおらすとですか。別表に面積と地番と書いてありますが、永野さん以外は何番になるのか教えてもらえませんか。

事務局

すべて永野さんの所有地ではありません。

議長

永野先生以外ですか。

事務局

そうです。

5番
小野委員

別表に書いてあります持ち主の方は、交渉が進んで、それぞれ了解されているんですか。

事務局

今、契約の途中らしいです。用地交渉の途中です。全部が買収が済んだわけではありません。農業委員会が通らないと名義変更ができないんですよ。

議長

これは第1種農地でございますので、農振除外ばせないかんたいね。

議 長 総合農政審議委員会を開いて、農振除外をされて、そしてまた農業委員会にかけて、地目変更となる。とその時には、譲渡人のお名前もわかりますか。その時には、名前も教えてください。

5番
小野委員 今度、出てきますでしょう。内々では、了解が得てあるわけなんでしょう。そうせんとかいう形では載せられんどでしょう。

事務局 そうです。

議 長 内々には、進めておらすとですね。

事務局 そうしないと、先に進まないもんですから。地権者の方にはご相談に行って、用地交渉をされています。

5番
小野委員 用地交渉して成立して、そこに障がい者の施設を建てられたとしますでしょう。そうしたら現在建っている所は、どのように利用されるかわかっていますか。

事務局 跡地については、まだ具体的なところはわかっておりません。

議 長 場所は、どこになつとですか。

5番
小野委員 安田屋の前あたりですよ。地図に載ってるでしょう。

事務局 はまゆうの反対側になります。

5番
小野委員 ちょうど窪みの所ではないですかね。

議 長 道路沿いですか。牧草を作っている所ですかね。

6番
大仁田委員 上の道までですかね。

5番
小野委員 釜の大久保という所の道から、釜の方に降りて来る所ですか。
そうだと、かなりの段差がありますね。

事務局 そうですね。国道沿いをずっと上からですね。約20mぐらいの高さがあるわけ
なんです、上から埋めていくそうです。

5番
小野委員 そしたらあそこは、埋め立てられるわけなんですか。下の方は、上の高さに。

事務局 徐々にですけどね。

議 長 大体あそこは、谷間の所を埋めて牧草ばかり作りよらすとでは。工事大変でしょう
ね。技術的には、専門の方々がされるわけですから。

1番
塚田委員 41ページの地図を見たら、斜線を引いてある所が3箇所に分断されているよう
ですけど。

事務局 これはですね。今回、農用地区域からの除外ということで、別に全体的な計画図
を付けておりますが、その中で、斜線を引いてある所が農用地区域に入っとつと
ですよ。

5番
小野委員 全体計画図を見ると、子ども公園とかも出来るんですね。

議 長 | これは、大概広かごたっですね。

事務局 | 3町7反です。山とかも入れてですけどね。

議 長 | 他にご意見ございませんか。

2番
平田委員 | はい。この案件はですね。実は関係者から伺ってきた話なんですけど、みなさんからたくさん発言がありましたので、私から言うことはないのかなと思いますが、私からも一言申し上げます。関係されている議員さんの話によりますと、はまゆう療育園の移転については、実際は深い所までいっているわけではなく、ここには、区域除外という案件あがってきているわけなんですけど、一応場所を案内してもらって、事務局からも説明ありましたが、3町7反という広さです。区域除外をする旨の申請が出ているということです。

議 長 | はい。ありがとうございます。いろいろとご意見がございましたが、この件は、町長からの合議がまいておりますので、先程申しましたように、転用の可能性について賛同ができるかどうかということで、農振除外ということで総合農政審議委員会にかけなければなりません。許可ででしたら、今度は農業委員会に転用の許可申請をするようになりますので、その時にもまたみなさんのご意見を頂戴したいと思います。あくまでも第1種農地でございまして、農振除外を総合農政審議委員会にかけなければなりませんので、申し添えておきます。

事務局 | 例外の規定なんですけど、病院・療養所、その他の医療事業に供する施設で、その目的を達成する上で市街地に設置する必要があるものは転用が可能ということで、例外規定に載っています。

議 長 | 他にご意見ございませんか。

6番
大仁田委員 | その話はですね。早くから聞いていたわけなんですけど、なかなか上がってこなくて、やっと来たかという感じですが、1年ぐらい前からの話ではなかったかなと思います。更生園の下の道から、迫からになつとですか。

事務局 迫があつて上になります。迫の平井さんの土地を除いてになります。

6番
大仁田委員 安心しました。彼があそこはしとるけんですね。それにかかってくるいろいろなあれがありはせんかと。もう許可ばしとるけんですね。

事務局 最初は、入れ取らしたそうなんですが、あんまり広すぎたということで、ちょっと削らしたということで聞いております。

2番
平田委員 あそこは、迫の田んぼと当該土地の間に実は、水路が流れているんですよ。あれをうつつぶすというわけにはいかなくてですね。うつつぶすと面倒なことになるわけです。水路にかからないように利用するという事です。

議 長 どっちの方にあつとですか。

事務局 更生園との間になります。

議 長 現場を委員の皆様方、よくご存じでありますので、よく目を光らせて注視してください。もしも違反のあつた時には、許可するわけにはいきません。

1番
塚田委員 ここの農業用水路は、志岐ダムからの配管も来とつとじゃなかですか。その辺の調整が必要になるのではないですかね。

事務局 土地改良区の方には、話を聞いて転用するならば除外するという事で話をしております。

議 長 現時点で、皆様方の許可はいただけますか。どうですか。賛成の方の挙手をお願い致します。

それでは、無いようでございますので整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可见込みがあると決定致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認定について（中間管理機構 借受け分）
2. 苓北町総合農政審議会委員の推薦について
3. 平成30年度新嘗祭の開催について（天草地区）
4. 遊休農地に関する対策の取り組み強化について
5. 利用権設定更新の意向調査について
6. 次回の農業委員会総会について
次回、平成29年第5回総会は、平成29年5月10日（水）
午前9時30分から、ここ庁議室での予定です。

事務局からは、以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局からその他事項につきまして説明がございましたが、皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

（意見なしの場合）

議 長 他にご意見はございませんか。

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成29年第4回総会を閉会いたします。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午後4時38分

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____